

学籍番号

金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部
学生部長 殿

自動車通学願(指定駐車場利用許可願)

許可区分	新大学1～3年次 新短大1年次 新大学院1年次	テニスコート駐車場、鳴和台駐車場	
	新大学4年次 新短大2年次 新大学院2年次	テニスコート駐車場、鳴和台駐車場、御所町駐車場	
現住所			自宅大学間 片道距離 約 Km
車名		登録番号	例)石川500 あ 12-34
色			
添付書類	①運転免許証のコピー(用紙A4で印刷 白黒可) ※切らないでください。 ②任意保険証券のコピー(※自賠責保険・健康保険証ではありません。 自分が補償対象だとわかる契約期間内の証書のコピー)		

誓 約 書

2025年度自動車通学許可(指定駐車場利用許可)者は、下記事項を誓約します。

誓約に違反した場合は、許可取消し等如何なる処罰を受けても異議ありません。

誓約日 2025年 月 日

氏名

携 帯
電話番号

記

- 1 金沢星稜大学(女子短期大学部を含む)の学生として体面を汚すような行為をしないこと
- 2 学園敷地や許可を得ていない近隣スペースに無断駐車しないこと
- 3 駐車場内における器物破損については速やかに連絡するとともに、自身で責任を負うこと
- 4 駐車場で騒音等により他に迷惑をかけること
- 5 駐車場でやむを得ない事情のない限り、夜間駐車はしないこと
- 6 学生指定駐車場白線以外に駐車しないこと
- 7 原則、駐車場維持管理費(天変地異による休校期間等が発生の場合を含む)は返納しない
- 8 大学指定駐車場を利用する場合、許可証はフロントガラスに表示しておくこと
- 9 許可証を紛失した場合は速やかに申し出ること
- 10 台数制限(積雪時含む)により、駐車できなかった場合においても許可指定場所以外に駐車しないこと
- 11 登録車両や任意保険の内容に変更がある場合、速やかに申し出ること
- 12 駐車目的以外の用途は理由の如何を問わず禁止とする
- 13 駐車場内における自家用車の接触等に対しては、本学は一切責任を負いかねる

上記の申請内容に虚偽の申告があった場合は、無効とする

上記を守れなかった学生は、即日駐車許可の取り消しならびに翌年度の申請は無効とする

課外活動時における違反には、こちらで定めた期間、活動停止ならびに施設利用禁止など処置をとる

【提出先:学生支援課 提出期限:2025年1月31日(金)17:00厳守】